

特殊詐欺等被害防止機器購入補助金の手続きの流れ

1. 対象機器の購入

販売店等で対象機器(自動応答録音機能を有する特殊詐欺被害防止対策の電話機又は固定電話機に外部接続可能な自動応答録音機能を有する機能)を購入してください。



2. 補助金交付申請書兼請求書の記入・添付書類の提出

必要書類の記入をし、購入機器の領収書等の写し、取扱説明書等の写し、補助対象者の氏名、住所及び生年月日が分かる身分証明書の写し、補助金の振込先口座が確認できる利用者の通帳の写し、設置完了が確認できる写真、同意書、その他町長が必要と認める書類を本庁危機管理課又は海山総合支所総務室に提出してください。



3. 補助対象者の方に電話確認の実施

審査のため本庁危機管理課から購入した機器に電話を掛けさせていただきます。



4. 交付決定等通知書等の通知

町から「紀北町特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書」又は「紀北町特殊詐欺等被害防止機器購入補助金不交付決定通知書」が郵送されます。



5. 補助金を口座に振り込み

「交付決定通知書兼補助金額確定通知書」が郵送された方の口座に振り込まれます。ただし、「不交付決定通知書」が交付された方には、振り込まれません。

※購入機器の補助金の上限額は2分の1(上限額 10,000 円)

※対象者: 満 65 歳以上の方で本町に住民登録がある方

※対象機器を購入し、詐欺防止対策を適切に設定し、利用していること

※町に納付すべき町税等を滞納していないこと

紀北町役場 危機管理課
防犯・交通安全対策係
TEL:0597-46-3114

海山総合支所 総務室
TEL:0597-32-3901